



学薬のひろば



Vol. 008

2月10日、「学校環境衛生の基準（以下、新基準とする）」がついに改訂されました。いつ出るのか気をもんでいた懸案でしたので少しホッとすると同時に、変更点も多く来年度に向けていかに先生方に周知させていただき、かつどのような形で学校での環境検査に組み入れ、また取り組みを行っていったらよいか考えさせられています。そして今回、日本学校薬剤師会が発行する「学校環境衛生の基準」の解説本である「青本」も新たに刊行が予定され、4月25日には東京でその解説説明会が予定されています。

先生方にはH・P上等で「新基準」をご確認いただき問題点・疑問点がございましたら遠慮なく問い合わせ（メールにて）をしていただきたいと思いますと考えています。以下に簡単ではありますが変更点の概要を書き出しておきますのでよろしくお願ひします。

なお、お忙しい中での2/7、2/14の学校薬剤師講習会兼学校保健研修会へのご出席ありがとうございました。

報告にもありますように7日の豊橋会場においては間に合いませんでしたが、14日の名古屋会場におきましては、「新基準」への対応について愛知県教育委員会健康学習課主査 大島雄二先生に急ではありましたが講義に取り入れていただきました。出席された先生方におかれましては大変ご参考になられたかと思われまますので、県学薬として今後とも随時、こうした情報提供に努めて行きたいと考えておりまのでよろしくお願ひいたします。



(2/14 名古屋会場における講習会)

「学校環境衛生の基準」の改訂について（概要）

1. 経緯等

「学校環境衛生の基準」（以下「基準」という。）は、学校保健法で各学校に実施が義務付けられている「環境衛生検査」を実施する際のガイドラインとして、平成4年に定められた体育局長（当時）裁定である。基準では、これまで、「照度及び照明環境」、「騒音環境及び騒音レベル」などの15項目について、学校が「環境衛生検査」を行う際の、「検査事項」、「検査方法」、「判定基準」、「事後措置」などを規定していたところである。この基準について、作成後10年を経過したこともあり、検査項目について、有識者の意見を踏まえつつ、近年の社会環境の変化等を踏まえた見直しを行い、今般、所要の改訂を行うものである。

2. 主な改定内容

○「照度及び照明環境」について

- ・「判定基準」について、「教室及びそれに準ずる場所の照度」の下限値を「300ルクス」とし、「教室及び黒板の照度」は「500ルクス以上であることが望ましい」とした。

○「騒音環境及び騒音レベル」について

- ・「検査方法」について、これまでの「騒音レベル」による測定から「等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）」による測定に変更し、「判定基準」について、「教室内の等価騒音レベル」は、「窓を閉じているとき」は「 $L_{Aeq}50dB$ （デシベル）以下」、「窓を開けているとき」は「 $L_{Aeq} 55dB$ 以下」であることが望ましいとした。

○「教室等の空気」について

- ・「検査事項」の「温熱及び空気清浄度」において、「二酸化窒素」を「検査事項として盛り込み、「判定基準」については「 $0.06ppm$ 以下であることが望ましい」とした。
- ・「検査事項」の「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」において、「特に必要と認める場合は、「エチルベンゼン」及び「スチレン」についても検査を行うこととし、「判定基準」について、「エチルベンゼン」は「 $3800\mu g/m^3$ （ $0.88ppm$ ）以下であること」、「スチレン」は「 $220\mu g/m^3$ （ $0.05ppm$ ）」以下であること」とした。
- ・「検査事項」に「ダニ又はダニアレルゲン」を新たに盛り込み、「保健室の寝具、カーペット敷きの教室等、ダニの発生しやすい場所」において検査を行うこととし、「判定基準」について、「ダニ数は $100匹/m^2$ 以下、又はこれと同等のアレルゲン量以下であること」とした。

○「飲料水の管理」について

- ・水質の「検査回数」について、「水道水を原水とする飲料水（専用水道を除く）」については「毎学年1回定期」に行うこととし、「井戸水等」については、「検査事項」ごとに検査回数を定めた。また、「検査事項」について、「外観」を「色度・濁度」に、「大腸菌群」を「大腸菌又は大腸菌群」に、「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「有様物等（過マンガン酸カリウム消費量又は全有機炭素（TOC））」に改める等の見直しを行った。

○「雨水等利用施設における水の管理」について

- ・雨水を飲用以外の用途に利用する場合の「水質」及び「施設・設備」を新たに「検査項目」として盛り込み、「検査方法」、「判定基準」、「事後措置」等を定めた。

○「学校の清潔」について

- ・「検査方法」について、「校地・校舎の清潔状況」を調べる際、「カーペット等の汚れや破損の有無」、「飼育動物の施設・設備の汚れや破線の有無」等についても調べることとした。

○「ごみの処理」について

- ・「検査事項」に、ごみの「減量、再利用、再資源化の状況」を盛り込み、「検査方法」として、「ごみのうち減量、再利用、再資源化できるものは、分けて集積し、活用しているかどうかを調べる」ととし、「検査方法」、「判定基準」、「事後措置」等を定めた。

○「ネズミ、衛生害虫等」について

- ・「事後措置」について、「ネズミ、衛生害虫等の発生を見た場合」は、「児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除」を行うようにするとした。

※ 新基準は、平成16年4月1日から適用することとするが、学校における対応等に一定の期間が必要な事項に係る各学校における環境衛生検査の際の新基準の適用については、これらの施設・設備等の整備に必要と考えられる期間までに行うことが望ましいとした。

平成15年度 愛知県学校薬剤師講習会 兼 学校保健研修会報告 < I >

平成16年2月7日(土) 13時30分 豊橋市民センター(カリオンビル)

例年のように学校薬剤師講習会が愛知県学校薬剤師会の主催で開催されましたが、今年度は文部科学省、日本・愛知県・愛知県立高等学校・名古屋市の各学校保健会の共催があり、学校保健研修会も兼ねて下記のように開催されました。

本年度の講習会では講義内容が豊富なため例年より開始時刻を30分早めたこともあり開始後暫くは出席者の集まりが芳しくありませんでした。このため講義の順番を多少入れ替えさせていただきましたが、土曜日にも院外処方箋の発行医療機関があることなどによるものでしょうか？

講義Ⅰ「食器洗浄の現場検査法の検証」

講師 愛知県学校薬剤師会理事 木全勝彦

本年度山口県で開催された「学校環境衛生・薬事衛生講習会」で発表されたものです。学校給食食器の残留脂肪の簡単・安全かつ廉価な香辛料でもあるパプリカを用いた方法が紹介され、木全先生の独創性に敬服しました。

講義Ⅱ「平成15年度県内一斉調査結果について」

講師 愛知県学校薬剤師会理事 樋口光司

県学薬の先生方にご協力頂いた調査結果の発表がありました。本年4月より県立学校は敷地内禁煙が施行されます。今年度の調査はまさに時勢に適合したものであったと思います。また、学校での「薬に関する話」等の講師依頼にも積極的に受入を提示される先生方が多くあったことにも感激しました。

講義Ⅲ「学校環境衛生検査について」

講師 愛知県教育委員会健康学習課主査 大島雄二

学校薬剤師の法律的な立場、学校環境衛生検査の注意点、また、最近の新しい検査項目についての具体的な指導をいただきました。

講義Ⅳ 「高等学校で行う健康教育の取り組みー学校薬剤師との連携を生かしてー」

講師 愛知教育大学附属高等学校養護教諭 下村淳子

学校祭を利用して生徒に主体性をもたせた健康教育の成果の発表をしていただきました。テーマは年毎に選び出されているようでしたが今回は、清涼飲料水中の砂糖の量、体脂肪の測定、お酒の飲み方、髪の毛（パーマ・ヘアダイ）、禁煙等の研究発表が行われました。そしてこれらの研究調査には学校薬剤師の塚本先生の絶大なるご協力があったことも報告され、学校薬剤師の存在意義を多いに高めて頂きました。私達学校薬剤師は学校へ行ったときは健康教育に関する情報を提供し存在感を高めるよう一人一人が努力を続けることの必要性を感じました。

(村松)

愛知県学校薬剤師講習会 兼 学校保健研修会報告 <Ⅱ>

平成16年2月14日(土) 13時30分 愛知県産業貿易会館

2月14日名古屋会場(愛知県産業貿易会館西館)にて、4名の講師の先生がたより熱い講義を頂きました。最初に木全勝彦先生による「食器洗浄の現場検査法の検証」について、現在学校給食調理場の脂肪残留物検査時に用いている試薬は、オイルブラックが主流ですが、変異原生が陽性との報告もあり、また検査後の色素が落ちにくいという事もあり、食品のパブリカ、ターメリックを使った方が安全と低価格ということで優るというお話でした。

次に愛知県教育委員会の大島雄二先生による最新の学校環境衛生基準の改訂について、詳しくご報告を頂きました。年々学校薬剤師の検査項目が増えてきますが、検査の意味をよく理解し、執務記録簿の提出や検査後のフォローも大切な事だと思いました。

休憩後、佐織小学校養護教諭、服部栄子先生による「学校薬剤師と薬物乱用防止教育について」のお話は、私たち学校薬剤師が現場で何が出来るかヒントを頂けたような気がしました。先生の学校では6年生を主とし、年4回の保健学習や集会があります。そこでたばこウルトラクイズや、アルコール、薬物の害について楽しく子供たちに理解させる工夫がいっぱいされていました。学校薬剤師の先生もメイン講師としてお話をされるそうです。検査だけではなく、直接指導や学校行事の参加など、求められているものがたくさんあることを痛感しました。



最後に、県学薬理事、樋口光司先生から、昨年行われた平成15年度県内一斉調査結果について集計報告を頂きました。そこで注目すべきことは80%近くの先生方が、学校から講師として要請された場合、“受ける”と答えている点でこれをふまえ県学薬でなるべく早いうちに講義のマニュアル(参考)資料を作るというお話でした。先生のお話の中で、ただタバコや薬物の害の話をするのではなく、子供たちに「セルフ・エスティーム」～ありのままの自分を好きになる～最終的に自分や、自分の周りを本当に大切に思う心を持つ そうした教育を目指したいと熱く語られました。

大きな目標ですが、これから本当の学校薬剤師が求められていると痛感した研修会でした。

(名古屋市学校薬剤師会 夏目章子)